

自動継続新型複利定期預金規定

2020年4月1日 改定

＜自動継続型＞

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. (自動継続)

- (1) 自動継続新型複利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載の満期日に、自動的に新型複利定期預金として継続します。自動継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後利率は、継続日における当金庫の店頭に表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、別の定めをした時はその定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をした場合はその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について、預入日の6か月後の応当日（継続をしたときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から満期日までの間に請求してください。
なお、この預金の一部支払いをしたときは、その支払い後の預金残金について、引き続き自動継続の取扱いをします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時）に預入日から満期日（解約するときは解約日。ただし、満期日以後に解約するときは満期日。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数について次の預入期間および金額階層別に応じた利率（継続後の預金については、前記1. (2)の利率。）によって、この預金とともに支払います。
なお、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

預入期間別

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 6か月以上1年未満 | ⑥ 3年以上3年6か月未満 |
| ② 1年以上1年6か月未満 | ⑦ 3年6か月以上4年未満 |
| ③ 1年6か月以上2年未満 | ⑧ 4年以上4年6か月未満 |
| ④ 2年以上2年6か月未満 | ⑨ 4年6か月以上5年未満 |
| ⑤ 2年6か月以上3年未満 | ⑩ 5年 |

金額階層別

- ① 300万円未満
- ② 500万円未満
- ③ 1,000万円未満

一部支払いをした後の預金残金には、一部支払いをした日以後、この一部支払い後の預金残金に該当する金額階層別の利率を適用します。

- (2) 継続後の預金についても、前記(1)と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金、または元金に組み入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず、現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書（通帳）とともに提出してください。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

- (5) 継続を停止し、満期日にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のために解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を預入日の6か月後応当日前に解約する場合の利息は預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上